

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。なお、解答は令和2年4月1日施行の改正民法を前提とする。

第1問

次の各問いの文章は、民法に関するある内容について説明したものである。各問いの（ ）に入る言葉又は数字を答えなさい。なお、（ ）が複数ある場合は、同じ言葉が入るものとする。（各4点×10問）

(1) 自己の法律行為の法的な結果を認識・判断することができる能力を（ ）という。たとえば、売買契約を締結した買主が、購入した物の所有権を取得し、その代わりに代金支払義務を負うことを認識することができる能力である。（ ）がない者がした法律行為は、無効となる。

[漢字4字]

(2) 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始めるが、これを承認による時効の（ ）という。

[漢字2字]

(3) 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得するが、これを（ ）という。判例は、無権利者から動産の譲渡を受けた場合において、譲受人が民法192条によりその所有権を取得しうるためには、（ ）の方法による取得をもっては足りないものと解している。

[漢字4字]

(4) 先取特権・質権・抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができるが、これを（ ）という。ただし、先取特権者・質権者・抵当権者がこれを行行使するには、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

[漢字4字]

(5) 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された（ ）で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

[漢字4字]

(6) 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの)において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体を（ ）という。

[漢字4字]

(7) 双務契約において、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるが、こうした制度を（ ）という。

[漢字4字]

(8) いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭を（ ）という。賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたときは、賃貸人が（ ）を受け取っている場合、賃借人に対し、その受け取った（ ）の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

[漢字2字]

(9) 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合を除き、他の一方は、これによって生じた債務について、（ ）してその責任を負うとされる。

[漢字2字]

(10) 婚姻期間が（ ）年以上である夫婦の一方の配偶者が、他方の配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地(居住用不動産)の遺贈又は贈与をした場合については、持戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算は不要とされる。

[数字2字]

第2問

次の問題について、それぞれ論じなさい（両問とも解答用紙各10行以内で記入すること）。

(1) 錯誤の規定は、要件、効果に関し、令和2年4月1日施行の改正法によりどのような規定に改正されたか、その異同を論じなさい。 (配点20点)

参考 改正前民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(2) 配偶者短期居住権と配偶者居住権に関し、制度の概要、両制度の差異をともに論じなさい。

(配点20点)

第3問

1から5の事実を前提に、以下の設問に答えなさい。

1 A男（75歳）は、長男Bに委託して、手許にある現金500万円を、A名義でC銀行に自動継続型定期預金として預入させた。

2 Aは当該定期預金証書と届出印章を、家族が出入りする部屋のタンスの引き出しに保管した。

3 その後、Bは、Aに無断で勝手に前記定期預金証書と届出印章を持ち出し、C銀行に行って、Aの代理人と詐称し、A名義で、右定期預金債権を担保として、C銀行から400万円の金銭を借り入れた。

4 3の事実を知らないAは、この定期預金の満期日に、C銀行に対して定期預金の払戻しを請求したところ、C銀行は、Aの貸金債務の不履行を理由として、右定期預金債務と右貸金債権とを対当額で相殺したと主張して、差引残額のみをAに返還し、その余の払戻請求に応じなかった。

5 そこで、AはC銀行に対し前記定期預金の払戻しを求める訴えを提起した。

(1) C銀行が表見代理の主張をする場合、前記事実を要件にあてはめ、その効果はどうなるかを論じ、前記事実5の結論を論じなさい。

(配点10点)

(2) C銀行が民法478条を用いる主張をする場合、いかなる解釈でそれが可能となるかを論じ、その要件・効果を指摘してあてはめ、前記事実5の結論を論じなさい。

(配点20点)

(3) C銀行が表見代理の主張をする場合と民法478条を用いる主張をする場合とで、要件面でどのような差異があるかを論じなさい。また、前記事実3で、C銀行からの借入金が400万円ではなく600万円であった場合に、両法律構成の主張に関し効果面でどのような差異が生じるかも論じなさい。

(配点10点)

以 上